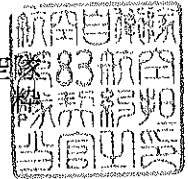


# 公 告

公告第88号

平成24年9月11日

契約担当官  
航空自衛隊第83航空隊  
会計隊長 半田 深



下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

## 記

1. 契約方式 一般競争契約
2. 入札事項
  - (1) 件名 食器洗浄及び清掃作業等
  - (2) 履行期間 平成24年10月1日 ～ 平成25年3月31日
  - (3) 履行場所 航空自衛隊那覇基地
3. 入札場所 航空自衛隊那覇基地会計隊入札室
4. 入札日時 平成24年9月26日 15時00分
5. 参加資格
  - (1) 全省庁統一資格「役務の提供等」D級以上の資格を有する者
  - (2) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
6. 保証金 入札保証金：免除 契約保証金：免除
7. 入札方法 入札者は、課税業者又は免税業者を問わず見積もった単価の105分の100に相当する単価に予定作業量を乗じて得た額の合計金額を入札書に記載すること。  
また、本件の入札は、郵便入札を可とするが、その場合は入札日前日までに航空自衛隊那覇基地会計隊契約班に必着とする。
8. 入札の無効 入札参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書の作成 有
10. 契約条件 航空自衛隊標準契約条項及び適用契約条項を参照のこと。
11. 契約条項提示場所 航空自衛隊那覇基地会計隊事務室
12. 契約方法 単価契約
13. 落札決定方式 総額決定
14. その他
  - (1) 入札説明会 無
  - (2) 消費税及び地方消費税（消費税及び地方消費税相当額を含む）は、請求金額が確定した段階で当該金額の5%に相当する額とする。なお、円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てる。
  - (3) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
  - (4) 入札参加者希望者は、入札日前日までに航空自衛隊那覇基地会計隊契約班に連絡するとともに資格決定通知書の写しを提出すること。

本書記載事項の詳細については航空自衛隊那覇基地会計隊契約班 下田 まで。

電話番号 098-857-1191 内線3532・3533

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	食器洗浄及び清掃作業等	那基LPS-24-163	
		承認	平成24年 9月 4日
		作成	平成24年 9月 4日
		改正	<del>平成 年 月 日</del>
		作成部隊名	第83航空隊 業務隊

### 1 総則

#### (1) 適用範囲

この仕様書は、基地食堂及び食器洗浄室において実施する食器類の洗浄及び清掃作業等について適用する。

#### (2) 作業の種類

ア 食器、食缶類の洗浄及び運搬格納

イ 食堂及び食器洗浄室の清掃（別図第1，2）

ウ 作業はこの仕様書によるほか、仕様書に定めない事項については、官側との調整によるものとする。

### 2 役務履行場所

航空自衛隊那覇基地

### 3 作業の内容

- (1) 喫食後の食器類を食器洗浄機で洗浄し、食器消毒保管庫に格納する。
- (2) 配食を終了した食缶類は洗剤を使用して洗浄し、指定の場所に格納する。
- (3) 喫食終了後、食卓備付品を整理及び補充し、卓上を清掃する。
- (4) 喫食終了後、食堂の床を掃除機及びモップで清掃する。
- (5) 食器洗浄機、水槽、その他に使用した器材は、使用後洗浄及び手入れをし指定の場所に格納する。
- (6) 食器洗浄室は、作業終了後清掃する。

#### 4 作業量

(1) 洗浄する食器、食缶類の種類及び予定数量は、表1を基準とする。

表1

	単位	平日						休日等			備考
		隊員食堂			幹部食堂			隊員食堂			
		朝食	昼食	夕食	朝食	昼食	夕食	朝食	昼食	夕食	
飯食器	個	420	680	550	30	210	50	160	290	270	
汁食器	個	420	680	550	30	210	50	160	290	270	
菜ざら	個	420	680	550	30	210	50	160	290	270	
小皿	個	420	680	550	30	210	50	160	290	270	
湯呑み	個	480	680	550	30	210	50	160	290	270	
盆	個	480	680	550	30	210	50	160	290	270	
箸	膳	420	680	550	30	210	50	160	290	270	
主食用配食缶	個	1	29	25	2	7	2	12	18	17	
汁用配食缶	個	8	17	13	2	3	3	7	11	11	
副食用配食缶	個	14	33	25	3	5	5	12	21	21	
運搬用食器入	個	5	10	9				4	7	7	

※ 休日等とは休日及び休養日をいう。

(2) 清掃する食堂の面積等は表2を基準とする。

表2

	隊員食堂	幹部食堂
食堂の面積	812 m <sup>2</sup>	386 m <sup>2</sup>
食堂内の食卓	80個	33個
食堂内の椅子	424個	135個
食器洗浄室	72 m <sup>2</sup>	31 m <sup>2</sup>

#### 5 作業開始時刻及び終了時刻

作業開始時刻及び終了時刻は表3を基準とする。

表 3

作業区分	作業時刻	
	開始時刻	終了時刻
朝食作業	06時00分	08時30分
昼食作業	11時00分	14時00分
夕食作業	16時00分	18時30分

## 6 検査

- (1) 契約相手方は各食の作業が終了したときは、その旨を検査官に届け出て検査を受けるものとする。
- (2) 検査に合格しないときは、遅滞なくこれを補完し再検査を受けるものとする。
- (3) 検査の記録は、別表「検査書」によるものとする。

## 7 その他

- (1) 役務に使用する消耗品は契約相手方が負担するものとする。ただし、洗剤等については、表4のとおりもしくは同等品以上のものとする。

表 4

使用用途	洗剤名
食器洗浄機用洗剤	サラヤ ソホロン
メラニン食器用漂白剤	サラヤ リニュー

- (2) 履行場所における作業従事者については、日本国籍を有することを要し、現在及び過去において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した者を除くものとする。
- (3) 契約相手方は食器洗浄従事者に、毎月1回菌検索（0－157検査2回を含む）を所定の機関において実施させ、その結果を官側に提出するものとする。
- (4) この仕様書に疑義が生じた場合または、追加検査等が発生した場合は、官側と協議するものとする。





## 検査書

作業日及び食区分			検査		備考
			合否	検査員印	
		朝食			
		昼食			
		夕食			
		朝食			
		昼食			
		夕食			
		朝食			
		昼食			
		夕食			
		朝食			
		昼食			
		夕食			
		朝食			
		昼食			
		夕食			
		朝食			
		昼食			
		夕食			
		朝食			
		昼食			
		夕食			

※ については休日等とする。\*